

議案第 8 2 号

調布市乳幼児，義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

医療費の助成の方法について改めるとともに所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市乳幼児，義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

調布市乳幼児，義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例（平成５年調布市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児，義務教育就学児及び高校生等」を「子ども」に改める。

第１条中「乳幼児，義務教育就学児又は高校生等（以下「乳幼児等」という。）」を「子ども」に，「乳幼児等に」を「子どもに」に，「乳幼児等の」を「子どもの」に改める。

第２条第１項第１号を次のように改める。

- (1) 子ども １８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

第２条第１項第２号を削り，同項第３号を同項第２号とし，同項第４号中「乳幼児等を養育」を「子どもを養育」に改め，同号ア及びイ中「乳幼児等」を「子ども」に改め，同号ウを次のように改める。

ウ ア及びイに掲げるもののほか，市長が高校生等本人を申請者とすることが適当と認める場合には，当該高校生等本人

第２条第１項第４号を同項第３号とし，同条第２項を削り，同条第３項中「乳幼児等」を「子ども」に改め，同項を同条第２項とする。

第３条第１項中「乳幼児等を養育している者であって，その者が養育する乳幼児等の疾病又は負傷について，」を「子ども（」に，「医療に関する給付が行われるもの」を「，その者の疾病又は負傷について，医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改め，同条第２項各号列記以外の部分中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 4 条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 5 条第 1 項中「乳幼児等」を「子ども」に改め、「に相当する額」を削り、同条第 2 項中「法令」を「法令等」に改める。

第 6 条第 1 項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の調布市子どもの医療費の助成に関する条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（調布市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

- 3 調布市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年調布市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 の項中「乳幼児、義務教育就学児及び高校生等」を「子ども」に改める。

別表第 2 21 の項中「乳幼児、義務教育就学児及び高校生等」を「子ども」に改め、

「

地方税関係情報であって規則 で定めるもの

」

を削る。

（調布市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の調布市個人番号の利用に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成に関する事務について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成に関する事務については、なお従前の例による。